

国立市立小・中学校長 殿

国立市教育委員会教育長
雨宮和人
(公印省略)

基本的対策徹底期間の継続に伴う国立市立学校の対応について（通知）

このことについて、これまで、徹底した感染症対策と学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

新型コロナウイルス感染症については、11月末日現在、流行の落ち着きを見せている状況ですが、新しい変異株が見つかるともに第6波の発生が懸念される等、予断を許さない状況になっています。

東京都は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、令和3年12月1日から都が「レベル1」の状況にある間について、「基本的対策徹底期間」として対策を継続することを示しました。

本市においても基本的な方針は東京都と同様といたしますが、引き続き学校における基本的な感染症対策を徹底し、児童・生徒等一人一人が感染症対策に努めるよう指導するとともに、保護者のご協力とご理解をいただくようお願いいたします。

つきましては、下記の内容についてご確認いただき、今後も児童・生徒が有意義かつ安全に生活できるようご対応をお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。ただし、状況によっては、学校の全部または一部の臨時休業について保健所の調査等を踏まえて検討し判断する場合もある。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察
- 児童・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養するとともに受診することを徹底する。（レベル3またはレベル2で同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようお願いし、出席停止として扱う。レベル1で同居の家族に風邪症状が見られる場合はこの限りではないが、保護者の総合的な判断で登校させない場合も出席停止として扱う）

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類との対照表を参考としつつ、地域のまん延状況や医療体制等の状況を踏まえ、国立市健康福祉部（衛生主管部局）と相談の上、国立市教育委員会（設置者）において判断する。

○ 登校時の健康チェック

(登校前に検温、朝の会・朝学活等、授業開始前に検温状況及び風邪症状の確認、検温が確認できない場合は即時検温を行うこと)

○ 教室等における密集の回避 (児童・生徒等同士の間隔を1 m程度確保)

○ 30分に1回以上換気 (エアコン使用時にも換気は必要である)

○ 1日1回以上の消毒 (ドアノブ、手すり、スイッチなど)

○ 授業、部活動等終了後は速やかに下校する。

(2) 学習活動について

○ 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。判断に迷う場合は、学校医に相談することも考えられる。

(例)

- ・一定の距離を確保するなど感染症対策が行われていないグループや少人数等での話し合い活動
- ・一定の距離を確保するなど感染症対策が行われていない音楽の歌唱や管楽器 (リコーダー等) を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動 (マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)
- ・一定の距離を確保するなど感染症対策が行われていない状況下において、児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動等について

○ 国立市教育委員会と中学校長会で検討した「国立市公立中学校部活動の進め方 (Ver. 1.1)」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染症リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、活動を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面では会話はしない、プレー終了後等の会食はしないなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに下校する。

○ 練習は平日、1時間30分程度とする。(月～金のうち1日は休む) 休日の練習は2～3時間を基準として、各校で適切に定める。また、昼食を伴う活動時間の設定は行わない。(土・日のどちらかは休む)

○ 対外試合等については以下を原則とする。

- ・練習試合は原則実施可能とする。
- ・公式戦・コンクールは主催がはっきりとしているものであり (教育委員会、支部・ブロック等)、その上で校長承認を得たものを可とする。その際、校長から保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得る。また、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会終了まで、各

校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、生徒の感染症対策を徹底する。

- 活動時間に昼食を伴う設定は極力避けるが、やむを得ず必要な場合は十分な感染症対策を徹底する。
- 隣接学校との合同練習は、自校と同レベルの感染症対策を講じることを条件にその実施を認める。
- 定期演奏会開催のための準備に卒業生や保護者は参加させず、また、開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信としたり、保護者のみの参観としたりするなどの工夫を行う。

(4) 学校行事等について

- 児童・生徒等が学年を超えて室内に集まって行う行事は可とするが、実施方法は学校規模に応じて適切に判断する。なお、校庭においてはこの限りではない。
- 校外学習は、都内・都外いずれも可とする。公共交通機関の利用も可とする。ただし、混雑する通勤・通学時間帯を避けるとともに、マスクの確実な着用、車内での会話の禁止等、事前指導を確実に行う。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について（令和3年4月1日 文部科学省）」に基づき、感染症防止策の確実な実施や保護者等のご理解・ご協力を前提とし、方法や内容を工夫しながら可能な限り実施する。

なお、キャンセル料が発生する3週間前に、実施の可否について教育委員会と関係する学校が協議を行う。その時点で、実施日に目的地または東京都に緊急事態宣言が発出されている場合、またはその後、実施日に目的地または東京都に緊急事態宣言が発出された場合は、原則延期または中止とする。まん延防止等重点措置等、それ以外の場合については、東京都教育委員会の通知、他地区の動向等を参考にしながら教育委員会と関係する学校が協議を行い、総合的に判断する。

中止した場合は、児童・生徒の心情に十分に配慮するとともに、可能な範囲で代替行事を検討・実施する。

- 運動会は、「学年ごとの分散実施」「時間の短縮」「校庭における密の回避」等、感染症予防対策を徹底した上で実施可とする。
- 合唱コンクールや音楽会は、「時間の短縮」「舞台と観客席の間の確保」「座席間隔の確保」等、感染症対策を徹底した上で実施可とする。

(5) 保護者会・学校公開について

- 対面式の保護者会は、広い会場が確保できる場合に実施可とする。また、できるだけ短時間で実施するよう配慮する。
- 学校公開は、「時間の短縮」「入室人数の制限」等、感染症対策を徹底した上で可とする。

(6) 放課後学習支援教室について

緊急事態宣言が発出されている期間、各校の状況に応じて可能な範囲で実施する。（指導が可能な指導員がない場合は中止する。）

(7) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 食事前や休憩時間後の手洗いを徹底する。

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(8) 登下校における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 登下校の際にはマスクを着用する。

【マスクの着用について】

児童・生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいが、次の場合には、マスクを着用する必要はないことに留意する。

- 十分な身体的距離が確保できる場合
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
 - ※ 気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることに留意する。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させるようにする。
 - ※ 児童・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

- 下校時は、寄り道をせず帰宅する。

3 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の対応について

(1) 参加者 卒業生・教職員・保護者（2名まで）・教育委員会

※ 在校生、その他の参加については、密の状態にならないよう学校の状況に応じて判断する。

(2) 歌唱 感染症対策を講じた上で可とする。（ただし、単一の学年とし、向かい合っの歌唱は不可とする。）

(3) 「国歌斉唱」の扱いについて

- ① 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
- ② 式典において、司会者は「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
- ③ 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立する。
- ④ 歌唱は行わない。CD等に録音された歌唱入りの国歌を会場全体に聞こえるように再生する都立学校の方式を参考とする。

(4) 感染症対策

- ① 全ての参加者が、全てのプログラムにおいてマスクを着用する。
- ② 参加者全員に対し、手指消毒及び検温チェックを行う。
- ③ 可能な限り換気する。
- ④ 座席の間隔を1m程度とるように配置する。

⑤ できるだけ短時間で実施する。

(5) その他

① プログラムを工夫し、できる限り時間を短縮する。

② 「門出のことば」「生徒代表のことば」等を実施する場合は、間隔を十分にとるなどの対策を講じた上で実施する。

③ 教育委員会告示は書面に替える。

④ 祝電披露は、名前だけの紹介に留める。

4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

○ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○ 毎朝検温、健康観察（児童・生徒及び家族に何らかの症状が見られる場合は、欠席させるとともに受診するよう依頼する。また、その場合は、出席停止として扱うことができることを伝える。※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

○ 十分な換気

○ 手が触れる場所などの消毒

○ タオルなどを共用しない。

○ 会食は、東京都が示す方針に従う。

○ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

○ 外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

5 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

○ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）

○ 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）

○ 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）

○ マスクはウイルスや花粉などの小さな粒子の侵入を防ぐ機能が優れているとされている「不織布」の物を原則使用するよう推奨する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

○ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○ 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）

○ 十分な換気

○ 手が触れる場所などの消毒

- タオルなどを共用しない。
- 会食は、東京都が示す方針に従う。
 - ・「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、掲示している店舗においては、同一グループの同一テーブルへの入店案内は8人以内とする。9人以上となる場合には、TOKYO ワクシオン又は他の接種証明書等を活用すること。
 - ・少人数であっても、学年（部）全員等が参加する会食等は、危機管理の観点から引き続き自粛する。
 - ・忘年会、新年会等、学校全体で行う会食（宴会）は引き続き自粛する。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

6 オンラインの活用

- 今後の感染拡大のリスクに鑑み、日々の教育活動において、児童・生徒が発達段階に応じてミライシードや Google Workspace を活用できるよう、全教員がオンラインの積極的活用・定着に取り組む。
- 学校の全部または一部の臨時休業が実施された場合、家庭環境に応じたオンライン授業を行う必要があるため、各校の実態に応じて積極的に検討・準備を進める。

7 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に支援が必要な児童・生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、端末を持ち帰りオンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 東京都教育委員会から発出された令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や関係機関に相談するよう周知する。

〔担当〕	国立市教育委員会教育指導支援課 教育指導支援課長 市川 晃司 指導担当課長 川畑 淳子 電 話 042(576)2111
------	---